

裁判官・検察官養成校における法曹教育について（カンボジア）

法務総合研究所国際協力部 教官

伊藤 みずき

第1 はじめに

2020年1月、法務総合研究所は、カンボジア王立司法学院（Royal Academy for Judicial Professions, 以下「RAJP」という。）との間で協力覚書を締結し、同年度以降、国際協力部においては、RAJPとの間でオンラインでの交流を継続してきた。

本稿においては、これまでの交流によって得られた情報等を元に、RAJPの傘下にある裁判官・検察官養成校（Royal School for Judges and Prosecutors, 以下「RSJP」という。）における法曹養成の概況についてご紹介することとしたい。なお、本稿中、意見にわたる部分については本職の私見である。

第2 RSJPの概況

1 これまでの経緯等

RSJPは、2002年に、法曹（裁判官・検察官）人材の育成機関として設立された¹。

2005年にRAJPが設立され、その傘下に設立された書記官養成校（及び事務局）と共に、RSJPはRAJPの一組織となった。その後、2008年のロイヤルデクリー（勅令）に基づき、執行官養成校及び公証人養成校がRAJP傘下に新たに設立され、現在、RAJPは、RSJP、書記官養成校、執行官養成校、公証人養成校及び事務局で構成されている。

従前、RAJPは、閣僚評議会（王国政府）の下に属する組織として位置付けられていたものの、2013年に司法省の下に移された。

2005年から2012年までの間、RSJPを対象とした独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）による「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト」²（以下「RSJPプロジェクト」という。）が実施され、さらに、2012年から2017年までの間、RAJPを支援対象機関の1つ³として「民法・民事訴訟法普及プロジェクト」が実施された⁴。

¹ 弁護士は、カンボジア弁護士会が運営する弁護士養成校により養成される。

² 2005年から2008年にフェーズ1、同年から2012年にフェーズ2が実施された。プロジェクトの詳細については、「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト終了時評価報告書」、「カンボジア国『法制度整備プロジェクト（フェーズ3）』及び『裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ2）』終了時評価報告書」（いずれもJICA法整備支援ポータルサイトに掲載。<https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/cambodia/index.html>）、ICD NEWS第35号（2008年6月号）232頁以降、同87号（2021年6月号）47頁以降等を参照されたい。

³ 対象機関は、司法省、カンボジア弁護士会、カンボジア王立法律経済大学、RAJPの4機関であった。

⁴ プロジェクトの詳細については「カンボジア国民法・民事訴訟法普及プロジェクト終了時評価報告書」（前記JICA法整備支援ポータルサイトに掲載）、同第60号（2014年9月号）75頁以降。

これらの支援の成果として、RSJPの組織運営の強化、教育カリキュラムの策定、教材の作成、教官及び教官候補生の育成などが達成された。「教官候補生」は、将来RSJPの教官として法曹教育の担い手となり得る人材として育成の対象とされた裁判官たちであり、前記RSJPプロジェクトのフェーズ1から育成が開始され、合計で6期の教官候補生40名が育成された。

2 RSJPにおける教育

(1) 継続教育について

RSJPが所管する業務は、裁判官ないし検察官を目指す学生に対する教育（新規教育）と現役の裁判官及び検察官に対する教育（継続教育）である。

継続教育については、現在実施されていない。現在実施中のJICAによる「民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト」において、長期派遣専門家が、同プロジェクトのワーキンググループのカンボジア側メンバーとともに講師を務めて全裁判官を対象としたセミナーを実施しており、現役裁判官に対する教育が実施されているが、RSJPが主体的に企画・実施する継続教育は行われていない。実施されていない原因は、教官の人材をはじめとするRSJPのリソースが不足していることが主な理由と思われる。

(2) 新規教育について

ア 受験資格等

RSJP入学選抜試験における受験資格は、以下のとおりである⁵。

- ①出生時からカンボジア国籍であること
- ②受験日において、学生の場合は35歳以下、公務員の場合は40歳以下であること
- ③法律の学位以上を有すること
- ④中等の犯罪または重罪を犯していないこと
- ⑤業務遂行に十分な健康状態であること

なお、募集人員は1期につき55名であり、RAJPからの聴取によると、数百人の応募があるとのことである。

試験に合格した学生は、RAJPの理事長である司法大臣の任命により正式にRSJPの学生となる。

イ 教育カリキュラム

RSJPにおける教育は合計2年間であり、4つのモジュールに分けて実施される。

なお、この4モジュールに分割したカリキュラムは、RSJPプロジェクトにおいて導入されたものであるところ、現時点においてもそのカリキュラムの大枠が維持されている。2019年から2021年度（RSJP9期生）のカリキュ

⁵ この他、特別枠の選抜試験も設けられており、その選抜試験の受験資格は、法律の学位と5年以上の司法分野での実務経験を有し、受験日において45歳以下である公務員ないし弁護士であること、である。

ラムの概要は下記表のとおりである。

	科目	教育内容	合計期間
モジュール1	一般知識	講義・研修（実習）	6か月
モジュール2	民事法	【講義】 民法282時間 民事訴訟法354時間 【実習】 始審裁判所での実習384時間 【模擬裁判】 24時間	6か月
モジュール3	刑事法	【講義】 刑法126時間 刑事訴訟法204時間 【実習】 検察・裁判所での実習384時間 【模擬裁判】 24時間	6か月
モジュール4	専門科目 (裁判官コース/検察官コース)	【両コース共通の講義】 民事・刑事 合計261時間 <u>裁判官コース専門科目</u> 【講義】 民事 105時間 刑事 30時間 【実習】384時間 <u>検察官コース専門科目</u> 【講義】 刑事 111時間 【実習】384時間	6か月

各モジュールは、1～4の順番に実施されることとなっており、モジュールごとに修了試験が実施される。試験において得点が50点（100点満点）未満の学生は不合格となり、不合格になった学生は、全ての科目を再度履修しなければならない。再度不合格となった場合には履修の継続は認められない。

前記のとおり、各モジュールは順番に実施されることとなっているが、RAJPからの聴取によると、裁判官としての業務も兼任している教官が多忙であり、予定通り講義が実施できない場合があることから、例えばモジュール2のカリキュラムが終了する前に、モジュール3のカリキュラムの講義を実施せざるを得ないこともある。なお、過去には、休講が原因で予定している教育が2年間で終了せず、教育期間が延長されたこともあるようである。

モジュール1の「一般知識」では、「裁判官の役割と職権」、「裁判官倫理」、「裁判官と他の業種（書記官、執行官、検察等）との関係」といった合計18科目が設定されている。「裁判官の倫理のための法と仏教」といった仏教を国教とするカンボジアらしい科目もある。モジュール1での研修では、刑務所見学や警察署における研修等が実施される。

モジュール2の民法の講義では、「民法総論」、「不法行為」、「離婚」、「担保」等の合計13科目が設定され、民事訴訟法の講義では、「民事訴訟法総論」、「口頭弁論準備手続」、「訴状の検討」、「口頭弁論手続」、「争点整理」等の合計18科目が設定されている。模擬裁判は、前記RSJPプロジェクトにおいて導入され、プロジェクト終了後もRSJPが自立的に模擬裁判を実施できるように支援が行われていたものであるところ、現在に至っても継続的に実施されているようであり、支援の成果が継続していることが分かる。

モジュール3の刑法の講義では、「刑法総論」、「個人及び法人の刑事責任」、「犯罪確定の処理」等の合計6科目が設定され、刑事訴訟法の講義では、「刑事訴訟法総論」、「捜査」、「起訴」、「尋問」等の合計10科目が設定されている。

モジュール4は、学生の進路によって、裁判官コースと検察官コースとに分かれたカリキュラムが設定されている。モジュール4の開始前に、学生の進路が決定される。従前、学生の進路は「くじ引き」により決定されており、現在は成績順にくじを引くことになっているようである。

モジュール4においては、両コースでの共通科目の講義（民事分野では「人事訴訟手続」、「知的財産権」等、刑事分野では「法人財産に対する犯罪捜査」、「犯罪者心理」等が設定されている。）があり、その後、各コースでの講義や実習が行われる。

裁判官コースでは、民事分野の講義として「裁判外での紛争解決」、「少額事件の執行」、「養子縁組」等、刑事分野の講義として、「刑事判決作成演習」等が設定されており、検察官コースでは、民事分野の講義はなく、「起訴の手続と要件」等の科目が設定されている。

ウ 卒業（修了）試験

前記モジュールごとの試験のほか、全モジュール終了後に、卒業試験が実施される。試験科目には、民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法がある。

エ 指導体制等

RSJPにおいて教鞭を執っているのは、教官と外部講師であり、従前のJICAプロジェクトで育成された教官候補生の多くがRSJPを含むRAJPの各養成校において教官として活動しており、RSJPで講義を担当する教官は、16名である。

ただし、これらの教官は、いずれも裁判官としての業務を兼任しており、RAJPにおいて専任の教官は存在しない。

また、民事法の教育では、これまでのJICAプロジェクトで作成された教材⁶が現在もRSJPにおいて利用されている。

JICAプロジェクトで作成された教材以外に、その後RSJPにおいて新た

⁶ 民法の教科書、不動産仮差押えマニュアル、保全類出質問集、民事第一審手続マニュアル等であり、一部はJICA法整備支援に関するポータルサイトに掲載されている。

に作成された民事法の教材はなく、各教官がこれまでの教材を参考にしながらレジュメを作成するなどしているとのことである。現在、RAJP教官からは新たな教材が必要であるとの意見も聞かれるところであるが、専任教官が存在しない現状において、新たな教材を作成するための人的リソースは十分ではなく、実現されていないものと思われる。

(3) RSJP修了後について

RSJPを修了した後、裁判官コースの学生は実習裁判官に、検察官コースの学生は実習検察官に、それぞれ勅令によって任命される。1年間の実習期間を経て、実習裁判官は、裁判官に任命されて判事補となり、実習検察官は、検察官に任命されて検事補となる⁷。

カンボジアの若手裁判官からの聴取によると、始審裁判所への配属後は、当該裁判所における研修等はなく、先輩裁判官から指導を受けて実務の経験を積むとのことである。本職らが聴取したある若手裁判官は、実務上の処理に悩むことがある場合には、JICAプロジェクトの育成対象であった先輩裁判官に質問したり、JICAプロジェクトで作成された教材で調べるなどして対処すると述べていた。

なお、任官後の裁判官の異動については、1～5年目（実習裁判官としての1年を含む）は初任地の始審裁判所において勤務し、その後は4年ごとに異動することとなっている。

第3 おわりに

以上のとおり、本稿では、最近のRSJPにおける法曹教育の概況をご紹介した。

RSJPプロジェクトの終了から10年近くが経過しているが、前述のとおり、プロジェクトの支援により育成された教官候補生が現在教官として活躍しており、過去のプロジェクトが支援して策定されるようになったカリキュラムについてもRAJPが自立的に改訂をして活用するなど、プロジェクトの成果が継続していることが分かる。

他方、RSJPプロジェクト実施当時から指摘されていた教官の人材不足や、現役の裁判官等への継続教育の実施ができていないなど、RAJP（RSJP）は依然として数々の課題を抱えていることも明らかになった。引き続き、これらの課題解決のために協力していきたい。

以上

⁷ 裁判官及び検察官の地位に関する法律第24条～26条、第83条～85条参照。任命、配置転換等の人事の決定は司法官職高等評議会が行い、国王に上程する。